

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下諏訪町は、本州及び長野県のほぼ中央に位置し、南は諏訪湖、北に和田峠・八島湿原などの豊かな自然と湖に囲まれ、古くから中山道と甲州道中が合流する諏訪大社の門前町として栄えてきた温泉宿場町である。

本町の人口構造を見ると、昭和48年の27,500人をピークに減少に転じ、平成27年に20,236人へと推移し、過去10年で2,000人を超える減少幅を記録し、他の自治体同様、人口減少が顕著であり、高齢化率についても、長野県計31.4%（平成30年4月1日）、商圈を同じくする諏訪圏では、32.2%であるなか、当町は、37.4%と高齢化の進行も顕著である。また、就業人口構成では、町の第2次産業従事者割合は39.0%を占め、県平均値29.5%を大きく上回っており、戦前の製糸業を起源とした精密機械工業の集積と技術の深化により、製造業が地域経済を牽引している。

町内には、1,153の事業所があり、従業者数は、10,008人（平成26年経済センサス基礎調査結果）である。うち製造業が200事業所、卸売業・小売業が272事業所、宿泊業・飲食サービス業が154事業所となっており、工業・商業・観光業が主な産業である

製造業では、各種機械、電気・電子部品、NC旋盤等を主体としつつ、古くから技術を培ってきた精密加工を得意とし、自動車関連分野を中心に展開している事業者も多く見られる。また、商業及び観光業については、諏訪大社下社の門前町として多くの観光客で賑わう交流の場として、楽しさやふれあい等の付加価値を提供する宿泊施設・店舗等が点在しており、これらの多様な産業の持つ特性を活かしながら成長・発展して、地域の産業構造が形成されている。

町内の中小企業者は、全1,153事業所のうち、従業員が100人未満の事業所が1,100事業所で、小規模事業所数の割合は、95.4%となり、総従業者数における小規模従業者数は、7,454人である。

また、中小企業者の実態等については、受注や販売状況が好転しつつある一方で、激化する海外競争や高齢化の進行、人手不足、後継者難、新たな事業への進出や転換に際してのリスク対応などの課題に直面しており、先行きの不透明感から積極的な投資に対する不安感が拭えずに、老朽化が進行する設備や施設の更新が停滞していることが、成長の足かせになっているため、当町は、「生産性向上特別措置法第37条第1項」の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を更に促すとともに、中小企業者等の生産性の向上を図る。

(2) 目標

「生産性向上特別措置法第37条第1項」の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、製糸業から精密機械工業へと発展してきた産業集積の強みの維持と高度化に資することにより、この製造業集積地としての強みを活かした、持続的な地域経済の発展を実現させることを目指す。

これを実現するため、中小企業等経営強化法に基づく税制支援措置の実績等を考慮し、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入計画の認定件数を年平均10件、2年間の累計20件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内の産業は、製造業、卸小売業、宿泊業など多様な業種が地域経済や雇用を支えているため、中小企業者の生産性向上を幅広く実現する必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、「経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項」に定められる先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の中小企業者は、町内の広範囲に立地していることから、本計画における対象区域は、下諏訪町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、製造業を中心とした工業を基幹産業として、商業・観光業・農林水産業が展開する幅広い産業構造となっているが、これら多様な産業が地域経済や雇用を支えているため、町内の産業振興を力強く推進させるためにも対象業種は全業種とする。

また、事業については、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる取組であれば、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮することとし、人員削減を目的とした取組等については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税等を滞納している中小企業者は、特段の事情がある場合を除き、先端設備等導入計画の認定の対象としない。